1　別表を次のように改める。

別表

年　齢　階　層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	4,317	12,750
20歳以上25歳未満	4,920	12,750
25歳以上30歳未満	5,565	13,028
30歳以上35歳未満	6,090	16,028
35歳以上40歳未満	6,539	18,500
40歳以上45歳未満	6,749	22,065
45歳以上50歳未満	6,688	23,750
50歳以上55歳未満	6,274	24,409
55歳以上60歳未満	5,549	23,183
60歳以上65歳未満	4,629	20,754
65歳以上70歳未満	3,940	15,217
70歳以上	3,940	12,750

2　この決定による改正は、平成23年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第８号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第17条の４第２項第２号並びに人事院規則16―０（職員の災害補償）第33条の２第１項及び第２項並びに第33条の11の規定に基づき、平成４年人事院公示第７号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 23 年３月 31 日　　人事院総裁　江利川　毅

1　別表第１及び別表第２中

「

平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	100

」を

「

平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	100
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	100

」に改める。

2　この決定による改正は、平成23年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第９号

人事院は、人事院規則16―０（職員の災害補償）第18条第１項の規定に基づき、平成８年人事院公示第11号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 23 年３月 31 日　　人事院総裁　江利川　毅

1　第１項中「4,030円」を「3,940円」に改める。

2　この決定による改正は、平成23年４月１日から効力を発生する。

平成 23 年度塩需給見通しの公表について

塩事業法（平成８年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき、平成23年度塩需給見通しを次のとおり策定したので、同条第５項の規定に基づき公表する。

平成 23 年３月 31 日　　財務大臣　野田　佳彦

平成23年度塩需給見通し

（単位：千トン）

項目＼用途別		生活用	業務用	ソーダ工業用	合計
需要見込数量 (A)		219	(890) 1,804	6,624	8,646
期首在庫 (B)		54	212	1,168	1,433
供給見込数量 (C)		215	1,745	7,178	9,138
	うち国内産	159	954	0	1,114
	外国産	55	791	(181) 7,178	8,024
計 (D)＝(B)＋(C)		268	1,957	8,346	10,571
期末在庫 (D)－(A)		50	154	1,722	1,925

(注)

1．○「生活用」は、主に小売店を通じて販売され、家庭用及び飲食店等において使用されるものである。
　○「業務用」は、食料品その他の物資の製造、融氷雪用等に使用されるもの（ソーダ工業用を除く。）である。
　○「ソーダ工業用」は、かせいソーダ、ソーダ灰等の特定化学製品の製造に使用されるものである。
　○需要見込数量の業務用欄の（　）内は、食料品製造業用の数量で内数である。
　○供給見込数量のうち「外国産」は、輸入された塩及び輸入された塩をもとにして製造された塩の数量であり、ソーダ工業用欄の（　）内は副産塩の数量で内数である。
2．塩需給見通しは、当局の登録を受けた業者（製造・輸入・卸売）及び塩事業センターからの平成23年１月末時点の販売見込数量等の報告に基づき策定している。
3．単位未満四捨五入のため、不突合を生じる場合がある。

第三種郵便物認可　平成二十三年三月三十一日

発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都港区虎ノ門二丁目四番五号　〒一〇五―八五〇一　電話　03（3587）4294

定価　本号一部　一ヵ月二、九五六円（本体二、七三〇円）　送料　別（配）